

自治体学会地域活動支援費の支出基準

1 目的

この基準は、自治体学会が主体性を持ち、かつ地域での活動が活発化するとともに学会員の拡大に寄与するような地域のフォーラム、シンポジウムに対して支援費を支出するために必要な事項を定める。

2 支援対象

次の要件を満たすフォーラム又はシンポジウム(以下、「フォーラム等」という。)を支援の対象とする。

(1) 事業主体に複数の学会員が主導的に関わっていること。

(2) 事業内容が自治体学会の設立目的(自治体学会規約第2条)に沿うものであること。

(3) 参加呼びかけが、少なくとも県の単位で広く行われ、かつ学会員を拡大する努力がなされていること。

(4) 参加人員は20人以上とし、会員とともに非会員も参加できるものであること。

(5) 支援の申請について当該地域の運営委員1人以上の了解を得ていること。

(6) フォーラム等の結果を自治体学会の大会開催時に実施されるポスターセッションに参加し報告すること。

3 支援内容

支援の内容は、1つのフォーラム等の事業に対して次の(1)または(2)のいずれかの支援を行うものとする。

(1) 地域活動支援金は、10万円を限度とし、会議の運営に必要な次の経費を対象として支給する。

・ 講師招へい費、会場使用料、資料作成費、通信費等

(2) 報告書作成支援金は、10万円を限度とし、報告書の提出後支給する。

4 申請

(1) 地域活動支援金を受けようとする者は、地域活動支援金申請書(第1号様式)及び大会ポスターセッション参加申込書(第2号様式)を、当該フォーラム等の開催の前に、了承を得た地域運営委員を經由し又は確認を得た上で、代表運営委員に提出すること。

(2) フォーラム等報告書作成支援金を受けようとする者は、報告書を作成後、フォーラム等報告書作成支援金申請書(第3号様式)に支出したことを証する領収書の写しと当該報告書を7部添えて代表運営委員に提出すること。

5 精算報告

地域活動支援金については当該活動終了後、精算報告書(第4号様式)をすみやかに提出すること。

1986年6月27日第1回企画部会決定事項

1988年10月25日第14回企画部会一部改正

1993年8月27日93年度総会一部改正

2007年6月24日第9回総務・活性部会一部改正

2008年10月11日第18回総務・活性部会一部改正

2013年7月15日役員会一部改正